【参考】所沢市中小企業設備投資融資利子補給金 モデルケース(埼玉県制度融資)

(1) 利子補給制度のポイント

- ・原則として融資実行から5年以内に支払った利子が計算の対象
- 利子補給金は融資実行日にかかわらず毎年10月1日~翌年9月30日の1年間(※)に支払った利子を対象に、1年に1度支給します。
 例えば令和4年10月1日に融資が実行された場合は、令和4年10月1日~令和5年9月30日の1年間に支払った利子を対象として、令和5年度の利子補給時に支給します。

(2) 令和5年4月1日に融資が実行された場合の考え方

①一般的なケース

及び融資実行

→令和5年4月1日~令和10年3月31日までに支払った利子が対象となります 令和5年度分 令和10年度分 申請対象とな 令和6年度分 令和7年度分 令和8年度分 令和9年度分 (05.4.1~ (09.10.1~ る返済期間と $(05.10.1 \sim 06.9.30)$ (06.10.1~07.9.30) (07.10.1~08.9.30) $(08.10.1 \sim 09.9.30)$ 05.9.30) 10.3.31) 利子補給年度 5年間 が利子補給対象期間(令和5年4月~令和10年3月分の返済まで) 対象外 融資1年目 融資2年目 融資3年目 融資4年目 融資5年目 融資 6年目~ 令和5.4.1融資実行 R10.3.31 返済分までが対象

②市内での事業実績が1年未満のケース(令和5年4月1日付けの開業(法人設立登記)と同時に融資が実行されたと仮定)

→市内での事業実績が1年経過した時点(令和6年4月1日)から利子補給資格要件を満たすため、利子補給は5年未満となります。 令和10年度分 申請対象となる 令和6年度分 令和7年度分 令和8年度分 令和9年度分 (09.10.1~ (06.4.1~ 返済期間と $(06.10.1 \sim 07.9.30)$ $(07.10.1 \sim 08.9.30)$ $(08.10.1 \sim 09.9.30)$ (06.9.30 10.3.31) 利子補給年度 融資実行から 5年間 が利子補給対象期間(※) 融資2年目 融資3年目 融資1年目 融資4年目 融資5年目 融資 6年目~ R5.4.1 R6.4.1 市内での開業 ※市内事業実績1年経過時点から、融資実行後5年が経過するまでが利子補給対象期間 R10.3.31返済分までが対象